

## 第2章 保存管理計画

- 1 保存管理の状況
- 2 保護の方針
- 3 管理計画
- 4 修理計画

様式 1 管理日誌様式

第4図 建造物保護方針図

表 1 建造物の保護に係る基準の設定

写真 1 ~ 10

建造物の保存に係る部位の設定

## 第2章 保存管理計画

### 1 保存管理の状況

#### (1) 保存状況

伊藤家住宅は、花巻市東和町田瀬覚間沢に位置する。江戸後期の創建の位置に保存されており、昭和51年2月3日に重要文化財(建造物)に指定された。昭和52～53年に保存修理工事を実施し、近世民家の姿を伝える建物として復原されている。

平成16年に東和町(現花巻市)が公有化し、同17～18年度に保存修理工事を実施している。現在は良好な保存状況にある。

#### (2) 管理状況

重要文化財指定時には伊藤家の住宅として居住の用に供されていた。保存修理工事の後、旧所有者の管理の下で公開されてきたが、平成16年12月に公有化され、現在は花巻市の所有にある。平成17～18年には保存修理事業後を実施した。花巻市は所有者として、管理の責を負うが、日常の管理は地元保存会に委託して実施する。また、平成18年度の防災施設事業で設置したインターネット回線を利用した遠隔管理システムで常時監視が可能である。

### 2 保護の方針(図4、表1参照)

#### (1) 保護方針の設定

重要文化財(建造物)である伊藤家住宅について、保護に関する基準を次のとおり設定し、保護の方針を定める。伊藤家住宅は、昭和52年に現状変更の許可を得て復原された姿にあり、平成17～18年の保存修理工事が実施されており、現状での保存を原則とする。

##### 基準1

材料自体の保存を行うもの。主要な構造に係る部材。当初からの部材。

##### 基準2

材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行うもの。

定期的に取り替え等を行う必要がある部位。

##### 基準3

主たる形状及び色彩を保存するもの。活用または補強のために変更が必要な部位。

##### 基準4

所有者の自由裁量にゆだねられるが、現状維持に努力が必要なもの。

#### (2) 部分の設定と保護方針

建造物を屋根、外壁、内部諸室等に分ち、「部分」とする。各部分に係る保護の基準を定める。

(図4、表1参照)

#### (3) 部位の設定と保護方針

建造物の基礎、軸組(柱、梁等の構造材)、床、土壁等、一連の部材等を単位として「部位」を定める。各部位に係る保存の基準を定める。(図4、表1参照)

### 3 管理計画

#### (1) 管理の体制

所有者である花巻市を管理の主体とし、花巻市教育委員会が担当部局となり管理及び管理に係る対応を行う。建物の状態は、現地での定期的な確認を主とし、遠隔管理システムにより補完する。また修復（建造物の破損や屋根葺替等）・日常の光熱水費・役務費・システムのメンテナンス等の経費支出および月例の管理に係る経費については、市の予算とする。

日常的な建造物の管理及び周辺環境整備、来訪者の対応等は、伊藤家住宅の近隣住民を中心とした保存会に委託して実施する。

##### ア 所有者

- 名 称 岩手県花巻市  
担当部局 岩手県花巻市教育委員会  
住 所 〒028 - 3163 岩手県花巻市石鳥谷町八幡第4地割161番地  
電話番号 0198 - 45 - 1311  
管理内容 ・文化財建造物の月例管理(管理人への現地指導月2回以上)  
・遠隔管理システムを活用した日常監視  
・保存管理に係る年間計画の策定と実施  
・保存管理に係る中長期計画の策定と実施  
・破損状況調査及び軽微な補修、ならびに補修時の記録作成  
・防災設備等維持管理  
・保護の方針に基づく関係機関との協議  
・その他所有者の権限に基づく行為

##### イ 管理人

- 名 称 伊藤家住宅保存会  
委託内容 ・文化財建造物の日常管理  
(解錠・施錠、清掃、燻煙、来訪者対応、所有者への異常通報)  
・周辺環境整備(清掃、除草、樹木剪定等)  
・防災・防犯点検(月1回以上)  
・管理日誌の記入  
・その他委託契約に基づく行為

公開期間 5月第1週～11月25日(月曜日は休館日とする。月曜祝日の場合は翌日)  
午前9時～午後4時30分

地域のサロンとして保存会による自主的な活用を推進するため、公開期間に限らず活動に応じて開館する。

なお冬季間の環境管理については遠隔防災防犯システムを活用し、適宜対応する。

#### (2) 管理の方法

##### ア 保存環境の整備

###### 清掃・整頓

開館日には、管理人により清掃・整頓を行う。貫・鴨居の上面等は土壁を傷めないよう軽くハタキかけする。床板はホウキで掃き清め、必要に応じて水拭きする。土間はホウキで掃き清めるが、乾湿に注意し、必要に応じて水分を与える。

## 日照・通風

建造物の保存上、日照の妨げとなる樹木・工作物等は今のところ存在しないので、現状を維持する。

開館日には天候を見計らい、管理人により建具を開放し、通風に努める。非公開期間も2週間に1回程度、建具を開放し、湿気がこもらないように注意する。

## 虫害と腐朽の防止

虫害と腐朽を防止するために、特に通風に留意する。また開館日には防虫と湿気の除去を目的として燻煙を行う。

また蟻害の兆候となる木粉等について日常的に点検する。

異常が認められた場合は、所有者により防菌、防虫等の処理を行う。

## 風水雪害

風水雪害によるき損は早期に発見し、所有者により被害の拡大の防止に努める。また、応急修理、小修繕を適宜実施する。

覚間沢地区における年間降雪量は20～30cm、最大積雪深は55～60cmである。周辺道路の除雪については花巻市の除雪計画に適切に位置づける。敷地内の除雪は担当課と管理人とで協力し適宜実施するものとする。

## 盗難・防火等の事故防止

防犯のため、公開時間外は建物に施錠する。また遠隔管理システムにより監視を行う。

防火のため、建物周辺の可燃物の管理に留意する。

詳細は第4章防災計画に定める。

## 管理日誌(様式 1)

管理人は、公開期間中及び期間外に活動を行った日には、所定の様式に従って管理日誌を作成し、花巻市教育委員会に提出する。

管理日誌は、日常の点検項目、活動内容、来訪者記録等を含むものとする。

花巻市教育委員会は、定期的に管理日誌を点検し、適切に保存し、以後の管理と活用の資料とする。

## イ 建造物の維持管理

文化財建造物の管理上の留意点を以下に記す。併せて、維持の措置及び軽微な修理として所有者が実施し、修理届けまたは現状変更申請を必要としない行為を示す。

またその場合でも、実施する際にはデジタル記録を作成することとする。

表 維持管理に係る必要事項一覧

部分	留意事項	修理届等を要しない行為
雨落および軒下 コンクリート	・雨落とその周辺の除草に努める。 ・雨落葛石のズレ、コンクリートのヒビ割れの点検に努め、地盤の変位等を早期に発見する。	・葛石のズレ、コンクリートのヒビ割れ等の補修は適宜行う。 進行性のヒビ割れについては、経過を観察する。
基礎	礎石等の不同沈下の早期発見	

外壁・内壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壁の亀裂、崩落、剥離等に留意する。</li> <li>・柱・梁等の木部と接触している部分や基礎石との間に隙間が生じていないか注意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁土の中塗り仕上げの補修は、適宜行う。</li> <li>・荒壁に至る修理を要する場合は修理届を提出する。</li> </ul>
土間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の移動の際には、土間を傷めないよう注意する。</li> <li>・乾湿に注意し、乾燥する場合は水分を補い、湿潤する場合は通風に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土間上面の凸凹は適宜補修する。</li> </ul>
床	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床の強度に注意し、重量物は置かない。</li> <li>・物品の移動の際には、床板を傷めないよう注意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床板の割れやヒビの軽微な補修は、適宜行う。</li> <li>・根太に至る修理を要する場合は修理届を提出する。</li> </ul>
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に燻煙を行い、虫害の発生を予防する。</li> <li>・雨漏りの有無に注意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に差し茅を実施する。</li> <li>・1面以上の部分葺替えの場合は修理届を提出する。</li> </ul>
建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開閉時には無理に力を加えないよう注意する。</li> <li>・敷居溝の塵埃は常に除去し、必要に応じて施蟻する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障子紙は適時張り替え、美しく維持する。</li> <li>・開閉に不具合がある場合は適宜調整する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理上の必要により、掲示板以外の箇所に掲示する場合は、ピンまたは画鋏を用いる。</li> </ul>	

## ウ 管理に関わる届出

### き損届

建造物にき損が発見された場合は、その事実を知った日から10日以内にき損届を提出する。

(文化財保護法第33条)

### 修理届

前項に定める範囲を超える修理を実施する場合は、修理に着手しようとする日の30日前までに修理届を提出する。但し、維持の措置又は非常災害のために応急措置を執る場合は、この限りでない(文化財保護法第43条の2)。

## [参考]

### 防災機器のき損届

防災施設のうち、国庫補助事業において整備された設備・機器について、機能低下または機能不全を発見した場合は、文化庁長官に報告する(「文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱」第4条特殊条件(18)に基づく)。

## **4 修理計画**

### **(1) 当面必要な補修等の措置**

平成17～18年度に保存修理工事を実施しており、文化財建造物として良好な状態に修復されている。次回の保存修理工事に至るまでの長期的な修理計画を策定する。

### **(2) 維持等の措置**

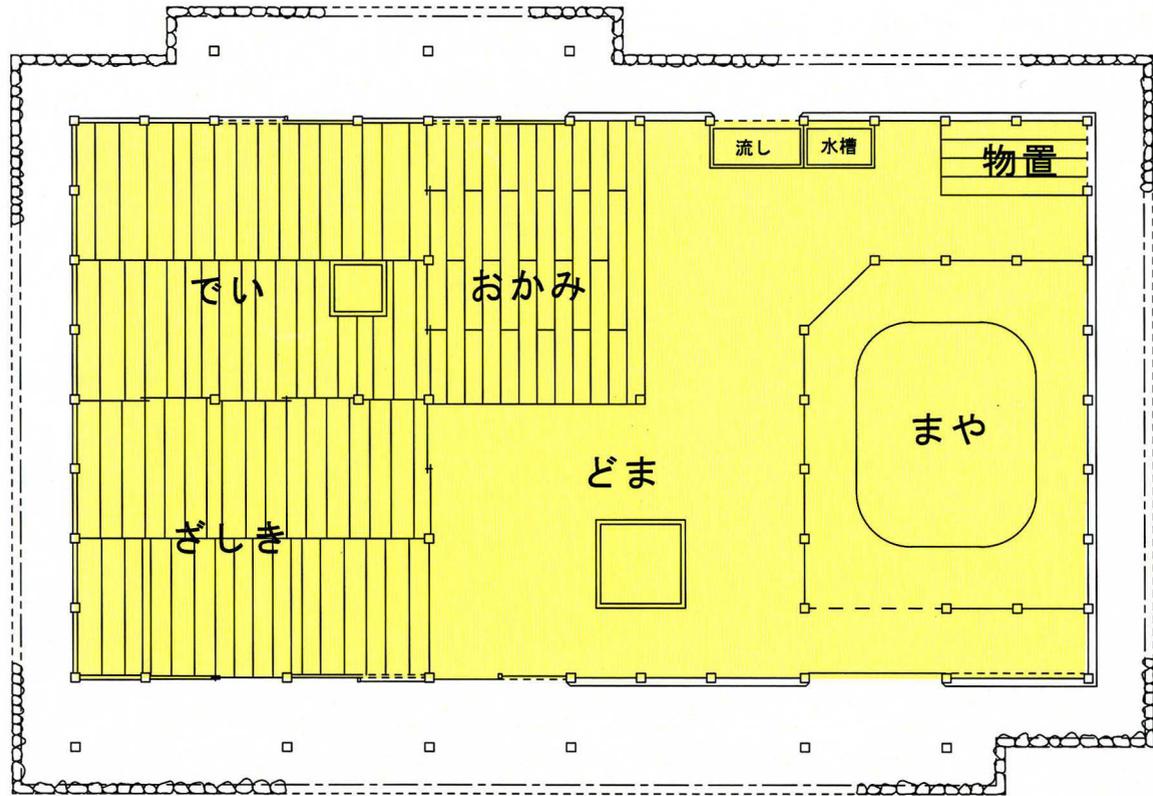
平成18年保存修理工事竣工時の状態を維持すべく、適切に管理し、き損等が発見された場合は速やかに復旧の措置を図る。

また、茅葺屋根の維持のため、差し茅または部分葺替に係る中期計画を策定する。

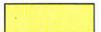
様式 1

平成 年 月 日		記入者氏名	
来館者数	人(内訳:大人 人、高校生以下 人) 団体の場合は団体名等を記入 ( )		確認印
作業内容	清掃作業:おかみ でい ざしき どま その他( ) 燻煙作業 環境整備作業:除草 樹木剪定 通風作業 実施した作業を で囲むこと		
帰宅時間			
連絡事項	異常の発見等を記入		

保存会長は確認し押印するものとする。



凡例



保存部分 基準 1～3

雨落内側の建物全体を  
保存部分とする。

岩手県花巻市

重要文化財（建造物）伊藤家住宅

図版番号

図 4

図版名称

建造物保護方針図

縮尺

部分 各部分の名称	区分		現状	保存上の留意点
	部位	保護の基準		
<b>主屋外観(全体を保存部分とする)</b>				
外壁	土壁	基準2	土壁中塗仕上げ	清掃以外の接触をさける。
	開口部木部	基準1	クリ・マツ素木	釘打不可。粘着テープ不可。
軒下、基礎まわり	雨落	基準2	葛石・蛇紋岩、外：砂利敷	葛石のズレは補修。砂利は定期的に篩い目詰りを防ぐ。
	犬走り	基準3	コンクリート敷設	ヒビは適宜補修。
	土庇柱・桁等	基準1	クリ素木	釘打不可。粘着テープ不可。
	礎石	基準1	自然石等	沈下、割れに注意。
屋根 茅葺	小屋組	基準1	マツ丸太等	又首、隅又首、屋中、タルキは現在の材を傷めないように維持する。
		基準2	茅筵、縄類	差し茅、部分葺替等の際に適宜交換するものとする。
	茅葺	基準2	山茅	差し茅、部分葺替を実施し、雨漏を生じさせないように維持する。全面葺替は計画的に実施する。
	軒付	基準2	オガラ	
	棟	基準2	芝棟	
<b>主屋内部諸室(全体を保存部分とする)</b>				
おかみ	構造材(柱・貫等)	基準1	クリ・マツ素木	釘打は長5cm以下。木ねじ不可。粘着テープは粘着力の弱いものを短期間に限る。
	床面	基準1	マツ板張	管理用機の設置可。物品の移動時に傷をつけないよう注意する。
	壁面	基準2	土壁中塗仕上げ	清掃以外の接触をさける。
	北面建具	基準2	明障子、雨戸	明障子の紙張は適宜張り替える。敷居溝の塵埃は常に除去する。
	西面建具	基準1	板戸	釘打、粘着テープ不可。敷居溝の塵埃は常に除去する。
でい	構造材(柱・貫等)	基準1	クリ・マツ素木	釘打は長5cm以下。木ねじ不可。粘着テープは粘着力の弱いものを短期間に限る。
	床面	基準1	マツ板張	管理用機の設置可。物品の移動時に傷をつけないよう注意する。
	壁面(北面・西面)	基準2	土壁中塗仕上げ	清掃以外の接触をさける。
	壁面(南面)	基準1	板壁(マツ・スギ)	釘打、粘着テープ不可。

	東面建具	基準1	板戸	釘打、粘着テープ不可。敷居溝の塵埃は常に除去する。
	南面建具	基準1	板戸	釘打、粘着テープ不可。敷居溝の塵埃は常に除去する。
	炉	基準2	粘土・炉縁クリ	
ざしき	構造材(柱・貫等)	基準1	クリ・マツ素木	釘打は長5cm以下。木ねじ不可。粘着テープは粘着力の弱いものを短期間に限る。
	床面	基準1	マツ板張	管理用機の設置可。物品の移動時に傷をつけないよう注意する。
	壁面(南面・西面)	基準2	土壁中塗仕上げ	清掃以外の接触をさける。
	壁面(東面・北面)	基準1	板壁(マツ・スギ)	釘打、粘着テープ不可。
	南面建具	基準2	明障子、雨戸	明障子の紙張は適宜張り替える。敷居溝の塵埃は常に除去する。
	東面建具	基準1	板戸	釘打、粘着テープ不可。敷居溝の塵埃は常に除去する。
	北面建具	基準1	板戸	釘打、粘着テープ不可。敷居溝の塵埃は常に除去する。
どま	構造材(柱・貫等)	基準1	クリ・マツ素木	釘打は長5cm以下。木ねじ不可。粘着テープは粘着力の弱いものを短期間に限る。
	床面	基準2	土間叩き	乾湿に注意し、湿度の調整に努める。凹凸は適宜補修する。
	壁面(南面・北面)	基準2	土壁中塗仕上げ	清掃以外の接触をさける。
	南面建具	基準1	板戸	釘打、粘着テープ不可。敷居溝の塵埃は常に除去する。
	北面明り窓	基準2	格子窓(クリ・スギ)	
	流し・水場	基準2	マツ板	釘打は長5cm以下。木ねじ不可。粘着テープは粘着力の弱いものを短期間に限る。
	炉	基準2	粘土・炉縁クリ	
まや	構造材(柱・貫等)	基準1	クリ・マツ素木	釘打は長5cm以下。木ねじ不可。粘着テープは粘着力の弱いものを短期間に限る。
	床面	基準2	土間叩き	乾湿に注意し、湿度の調整に努める。凹凸は適宜補修する。
	壁面	基準2	板壁(マツ・スギ)	釘打、粘着テープ不可。
	北西角板仕切り	基準2	クリ板落し込み	釘打、粘着テープ不可。

	ませ棒	基準2	クリ	釘打、粘着テープ不可。
	南面建具(大戸)	基準2	板戸	釘打、粘着テープ不可。敷居溝の塵埃は常に除去する。
物置	構造材(柱・貫等)	基準1	クリ・マツ素木	釘打は長5cm以下。木ねじ不可。粘着テープは粘着力の弱いものを短期間に限る。
	床面	基準2	土間叩き	乾湿に注意し、湿度の調整に努める。凹凸は適宜補修する。
	壁面(東面・北面)	基準2	土壁中塗仕上げ	清掃以外の接触をさける。
	東面明り窓	基準2	格子窓(クリ・スギ)	
	物置台	基準2	マツ・クリ素木	釘打は長5cm以下。木ねじ不可。粘着テープは粘着力の弱いものを短期間に限る。